

水道の基本料金 10か月分を **0円** にします

雨竜町では、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆さまの負担を軽減するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を免除いたします。

🕒 本事業に関する申込手続きは **一切不要** です！

📅 免除の対象期間

計 **10か月分**

令和 **8** 年 **4** 月 検針分

令和 **9** 年 **1** 月 検針分

※令和8年3月使用分～令和8年12月使用分が対象

👤 対象となる方

雨竜町内の
一般家庭・事業所等
の給水契約者

❌ **対象外となるもの**

臨時給水、国・道・町の官公庁等

💧 免除されるのは「基本料金のみ」です

水道料金のうち、**基本料金分が0円** となります。

※**超過料金 および 下水道使用料は免除の対象外です。通常通りのご請求となります。**

📌 例 請求金額が0円になるケース

一般家庭 使用水量が **8m³以下** の場合、基本料金のみとなるため、その月の水道料金は **0円** になります！

事業用 使用水量が **16m³以下** の場合、基本料金のみとなるため、その月の水道料金は **0円** になります！

⚠️ 検針票の表示について

対象期間中（令和8年4月～令和9年1月検針分）の検針票には、あらかじめ水道料金の基本料金分を差し引いた金額が表示されます。令和9年2月検針分からは通常の検針票の表示に戻ります。

お問い合わせ先

雨竜町役場 産業建設課 建設管理担当

※本事業は、水道事業者である西空知広域水道企業団の協力により雨竜町が実施するものです。

建設管理担当 直通



0125-77-2214

受付 9:00～17:00（土日祝除く）